

二戸市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

1 促進計画の趣旨

本市は、1級河川である馬淵川の中流域に位置し、急傾斜地の多い中山間地域であり、市内で営まれる農業生産活動等は、国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を維持している。

しかしながら、担い手の高齢化や減少等により耕作放棄地が増加するなど、農業生産活動の持つ国土の保全、水源涵養等の多面的機能の低下が懸念されている。

このような状況にあって、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、「法」という。）に基づく取組は、適正な農業生産活動等の維持を通じた洪水や土砂崩落の防止、地域の経済活動や生活環境が改善に資するものと期待される。

このため、本市では、法第3条第3項の事業を円滑かつ効果的に実施するよう、岩手県が策定した農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針に基づき、多面的機能の発揮の促進の目標についての計画を定める。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

第3条第3項 多面的機能発揮促進事業

1号事業（多面的機能支払交付金 第1号）

法第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動

（農地維持支払交付金）

法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動

（資源向上支払交付金）

2号事業（中山間地域等直接支払交付金 第2号）

3号事業（環境保全型農業直接支払交付金 第3号）

4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業 第4号）

2 促進計画の区域

別紙1、2及び3の地図に記載のとおりとする。

3 促進計画の目標

1. 旧福岡町地域

(1) 現況

本地域は、市街地に隣接しており、農地が点在しているため、農業上の利用を維持し、農地を保全管理する必要があり、全域において過疎地域に指定されるなど、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加により国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。当市では、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに併せて同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧石切所村地域

(1) 現況

本地域は、市街地に近接しており、都市化による土地利用の混在が進んでいる。

果樹が盛んであり、産地拡大を図り、6次産業化や高付加価値化を推進する必要があり、全域において過疎地域に指定されるなど、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加により国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。当市では、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに併せて同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

3. 旧御返地村地域

(1) 現況

本地域は、安比川及び足沢川流域に接する平坦部では水田地帯となっており、環境保全型のエコチャレンジ米や、酒造好適米の栽培が行われており、今後も推進する必要がある。

畑地は、葉たばこやきゅうりを中心に栽培されており、未整備道路が多いため、農道の維持管理の必要があり、全域において過疎地域に指定されるなど、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加により国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。当市では、耕作放棄地の

発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに併せて同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

4. 旧にきたい爾薩体村地域

(1) 現況

本地域は、白鳥川及び仁左平川沿いに開けているが水田が少なく、畑地帯が主となっている。水田は、一部を除き小規模のため未整備である。畑地は、葉たばこが盛んであることから、農地や農道及び用水排水施設の保全管理等に関する取組を推進する必要がある。全域において過疎地域に指定されるなど、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加により国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。当市では、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに併せて同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけ、多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

5. 旧斗米村地域

(1) 現況

本地域は、十文字川及び金田一川流域に接する平坦部の水田は、一部で生産基盤整備が終了しており、担い手への農地集積を進め、農道や用水排水施設の保全管理に関する取組を地域一体となり推進する必要がある。

畑地は、葉たばこ、果樹、雑穀が栽培されている。また、畜産農家が多い地域であることから、畜産農家と連携し、資源循環の取組を促進し、農地の環境保全を推進する必要がある。全域において過疎地域に指定されるなど、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加により国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。当市では、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号を推進し、併せて同項第3号も行うよう働きかけ、自然環境を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 旧金田一村地域

(1) 現況

本地域は、馬淵川、金田一川及び長川流域に接する平坦部は水田が開けており、環境保全型のエコチャレンジ米、酒造好適米の栽培が行われており、今後も促進する必要がある。しかし、未整備地区もあるため、用水排水施設の保全管理の必要がある。

畑地は、河川沿いの丘陵地に多く、葉たばこ、果樹、きゅうりを中心に栽培されているため、6次産業化や高付加価値化を推進する必要がある。全域において過疎地域に指定されるなど、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加により国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。当市では、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけ、多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

7. 旧浄法寺町地域

(1) 現況

本地域は、安比川流域に接する平坦部の水田は、一部で生産基盤整備が終了しており、担い手への農地集積を進め、農道や用水排水施設の保全管理に関する取組を地域一体となり推進する必要がある。

畑地は、葉たばこや野菜が中心に栽培されている。また、畜産農家が多い地域であることから、畜産農家と連携し、資源循環の取組を促進し、農地の環境保全を推進する必要がある。全域において過疎地域に指定されるなど、担い手の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加により国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。当市では、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけ、多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

4 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地 域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧福岡町地域	福岡区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
②	旧石切所村地域	石切所区域	
③	旧御返地村地域	御返地区域	
④	旧 <small>にきたい</small> 爾薩体村地域	仁左平区域	
⑤	旧斗米村地域	斗米区域	
⑥	旧金田一村地域	金田一区域	
⑦	旧浄法寺町地域	浄法寺区域	

5 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

なし

6 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2項に掲げる事業に関する事項

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地と

することができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1号の規定に基づき公示された過疎地域
二戸市全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満を交付金の対象とする。

2. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、本市の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

3. その他必要な事項

土地改良通年施行を行っている農地も対象農地とする。ただし、当該年度内に事業が終了し、協定に事業実施が位置づけられているものとする。